

証券コード 9564
2025年12月9日
(電子提供措置の開始日2025年12月3日)

株主各位

東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
株式会社FCE
代表取締役社長 石川淳悦

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第9回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト：<https://fce-hd.co.jp/ir/>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月24日（水曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 舟

記

1. 日 時 2025年12月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿N Sビル 30階 ルーム1

3. 目的事項

報告事項

1. 第9期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2025年12月24日(水)
午後5時到着分まで

インターネット



当社指定の議決権行使サイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。 ➤

行使期限

2025年12月24日(水)
午後5時行使分まで

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年12月25日(木)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

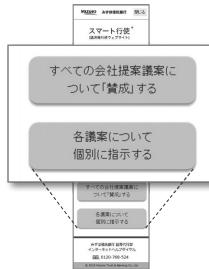
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは株デンソーウェーブの登録商標です。

- 2** 以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン。再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

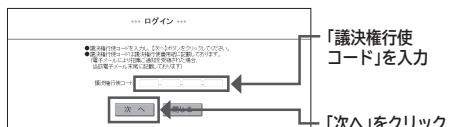
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

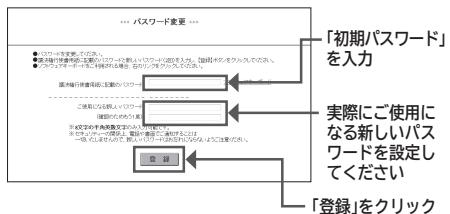
- 1 議決権行使ウェブサイトに
アクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
不明な場合は、左記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 受付時間
午前9時～午後9時

事 業 報 告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や企業活動の回復を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、海外経済の動向や物価上昇の影響、為替変動など、景気の先行きには依然として不透明な要素も残る状況となりました。

こうした中、企業の生産性向上や業務効率化を目的としたデジタル化・AI活用の需要が高まるなど、当社を取り巻く事業環境にも変化が見られました。

このような状況の中、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」）は、「チャレンジあふれる未来をつくる」をパーカスに掲げ、人口減少による労働力不足に対して『『主体性』×『生産性』で人的資本の最大化に貢献する※』をミッションとして事業の拡大と収益性の向上に取り組んでおります。

（※ 2025年5月14日より『『人』×『Tech』で人的資本の最大化に貢献する』から『『主体性』×『生産性』で人的資本の最大化に貢献する』へミッションの表現を変更いたしました）

当社グループは、DX推進事業及び教育研修事業をセグメントとしております。DX推進事業に関連する業界では、働き方改革や出社・リモートといった働き方を問わず、自動化や生産性改善に対するニーズは継続しており、市場環境は良好な状況が続いております。教育研修事業に関連する業界では、人的資本経営の広がりや人材育成への投資意識の高まりを背景に、戦略的な研修の重要性が再認識されています。特に、リーダー層やデジタル人材の育成や主体性を目的とした研修が注目を集め、オンラインと対面を組み合わせた多様な学習形態が求められています。

DX推進事業セグメントにおいては、当社グループ商品「RPA Robo-Pat DX」の業績が引き続き好調であり、売上高の成長を牽引しております。「RPA Robo-Pat DX」は一人ひとりのパソコン業務を自分で自動化できる「パーソナルRPA」という考え方に基づき現場の業務フローと必要な機能を追究し、継続的に改善を重ねながら、更なる事業拡大に向けて販売促進や広告宣伝等も積極的に行ってまいりました。現場の最前線で業務にあたりながらRPAを使いこなすための「ロボパットマスター認定プログラム」の受講者数を継続的に増やし、DX推進並びに生産性向上を実現する人材の育成にも注力することで市場と事業の両面の拡大を実現しております。併せて、紹介パートナー制度の拡大や同業種

でのクライアント紹介など、新たな事業拡大機会を創出します。導入社数は2025年9月末時点で1,834社（前年同期1,481社）となっており、その結果、当連結会計年度においてセグメント売上高は3,426百万円（前年同期比29.9%増）、セグメント利益は884百万円（前年同期比42.5%増）となりました。

教育研修事業セグメントの研修領域においては、当社グループ商品「Smart Boarding」（統合型人財育成プラットフォームサービス）が、人的資本経営の浸透と人材育成への戦略的な取り組みの拡大を背景に、引き続き導入企業数を伸ばすことができ、直販による導入社数は2025年9月末時点で807社（前年同期688社）となりました。なお、「Smart Boarding」は2025年5月に単価及び収益性の観点から、直販を軸とした販売戦略における転換を図っております。引き続き、質の高い人材育成支援と価値提供を通じ、顧客基盤の拡大と収益性の向上に努めてまいります。教育領域においては、株式会社日本コスマトピアの連結子会社化が前年同期比での増収に寄与いたしました。なお、当該期間においては、更なる成長に向けた人員の増強及び広告宣伝活動などへの戦略的な先行投資を実施しており、これらがセグメント利益に影響を与えました。その結果、当連結会計年度においてセグメント売上高は2,593百万円（前年同期比13.2%増）、セグメント利益は149百万円（前年同期比28.7%減）となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高6,099百万円（前連結会計年度比21.8%増）、営業利益912百万円（前連結会計年度比26.4%増）、経常利益925百万円（前連結会計年度比30.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益662百万円（前連結会計年度比31.9%増）となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第8期 (2024年9月期) (前連結会計年度)		第9期 (2025年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
DX推進事業	2,638,526千円	52.7%	3,426,325千円	56.2%	787,798千円	29.9%
教育研修事業	2,290,580	45.8	2,593,982	42.5	303,402	13.2
その他	77,122	1.5	79,540	1.3	2,418	3.1
合計	5,006,229	100.0	6,099,848	100.0	1,093,618	21.8

- (注) 1. 金額にセグメント間の売上高は含まれておりません。
 2. 従来「教育研修事業」に含めていた新事業の業績を、企業向けと学校向けに管理区分を見直したことに伴い、「DX推進事業」と「教育研修事業」に分けて計上する方法に変更し、従来「その他」に含めていたセルフコーチング事業の拡大に伴い管理区分を見直し、「教育研修事業」に計上する方法に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント別

売上高は、変更後の区分に組み替えて記載をしております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は79,866千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

教育研修事業	㈱F C E	映像コンテンツの制作
教育研修事業	㈱F C E	教材コンテンツの制作
その他事業	㈱F C E	採用サイトの改修

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 重要な該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 重要な該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達はなく、特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第6期 (2022年9月期)	第7期 (2023年9月期)	第8期 (2024年9月期)	第9期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売 上 高 (千円)	3,753,203	4,174,316	5,006,229	6,099,848
経 常 利 益 (千円)	454,844	575,561	706,977	925,087
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	299,190	318,962	502,368	662,663
1株当たり当期純利益 (円)	18.11	17.43	26.41	30.17
総 資 産 (千円)	2,238,914	3,298,386	5,078,323	5,727,123
純 資 産 (千円)	802,968	1,704,741	3,371,691	3,799,104
1株当たり純資産 (円)	49.99	91.07	154.27	172.39

(注) 当社は、2022年8月9日付で普通株式1株につき3株の割合で、2024年4月1日付で普通株式1株を3株の割合で、2025年4月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社日本コスマトピア	10,000千円	100.0% (一)	公教育向け事業、私塾教育向け事業、生涯学習事業

(注) 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しに関しては、雇用・所得環境の改善等により景気回復が期待される一方で、資源価格の高騰や金融資本市場の変動など、先行き不透明な状況が継続するものと推察されます。このような状況下、当社グループは環境変化に適宜、適応することにより、業績向上に努めてまいります。

当社グループにおきましては、下記事項が当社グループの対処すべき課題として捉えております。

① DX推進事業の商品力強化

DX推進事業は近年市場の拡大が著しく、既存事業者や新規参入企業の競合商品との競争は引き続き、激化するものと想定しております。

当社グループが顧客対象とする「企業のユーザー部門」への更なる浸透を考えると、商品の使いやすさを高めていく余地が十分に存在していると認識しており、ユーザーフレンドリーな操作性の向上、マニュアル類やトレーニング環境の充実、作成サポート体制の充実を図ります。併せて、より導入企業の業務効率や生産性向上を加速させるためのAI関連の新機能を順次リリースする等の商品力強化に継続的に努めてまいります。

② DX推進事業の認知度向上、販売体制強化

当社グループが「Robo-Pat」の商品名でDX推進事業を開始してから約8年と年数が浅く、また小規模の組織体制で運営してきたことから、知名度の向上と協業先の拡大を含めた販売体制の拡充が不可欠であります。

そのため、費用対効果を検討のうえ、効果的な広告宣伝活動により知名度を向上させることに加え、継続的なプロモーション展開や販売パートナー及び紹介パートナーの確保に取り組み、日本全国での認知度向上と販売体制の強化に取り組んでまいります。

また、引き続き、生産性向上のニーズを捕捉しながら市場の拡大にあわせて導入企業の開拓や既存導入企業の更なる利用の拡大を企図し、業界特化型シナリオセット販売スキームの展開や地方展開を含めてさらに推進してまいります。

③ 教育研修事業の販売体制強化

教育事業においては当社の既存事業と日本コスマトピア社との連携強化、並びに業務提携先の商品と顧客基盤を活かした連携を加速してまいります。また研修事業においては注力商品であるSmart Boardingの拡販や顧客企業の多様な経営課題の解決に資する商品・サービスの提供を通じて、当社グループが提供する価値の拡大及び取引単価の向上を目指し成長を企図します。

④ 新規事業の早期立ち上げ

2025年10月にスタートしたA I エージェント事業については、積極的に投資を行い、早期の事業立ち上げや利益の創出の実現を目指します。

⑤ 人材確保、社員教育

当社グループが、経営環境の変化に適応し、継続的な発展を実現していくためには、各事業において主体的に課題解決に向け行動する人材の確保が重要であると考えております。当社グループの理念・価値観に共鳴する人材の採用活動及び社内研修を継続してまいります。

⑥ 社内管理体制の強化

当社グループの成長を維持していくためには、社内管理体制の強化が不可欠であると考えております。そのために内部統制体制を構築し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させていくとともに、情報セキュリティ、労務管理等のコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

事業区分	事業内容
D X 推進事業	RPAサービス及びDX化支援事業
教育研修事業	7つの習慣事業、学習塾関連事業、企業向け研修・コンサルティング事業、インターナショナルスクール運営事業

(6) 主要な営業所及び工場（2025年9月30日現在）

① 当社

本社	東京都新宿区
大阪事業所	大阪府大阪市
福岡事業所	福岡県福岡市

※上記の他、インターナショナルスクール1店舗（東京都中央区）を運営しております。

② 子会社

株式会社日本コスモトピア	本社（大阪府大阪市）
--------------	------------

(7) 使用人の状況（2025年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
D X 推進事業	58名	18名増
教育研修事業	149名	1名増
その他の事業	57名	16名増
合計	264名	35名増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者及び休職者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員123名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
229 名	33名増	37.8歳	5.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者及び休職者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員18名は含んでおりません。
2. 平均勤続年数は、当社設立以前の株式会社FCEエデュケーションの勤続年数を通算しております。
3. 使用人数は2025年9月30日現在の在籍数であります。平均年齢及び平均勤続年数は、2024年10月1日から2025年9月30日までの1年間を通じて在籍した正社員、契約社員の平均で算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	159,380千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	78,667千円
株 式 会 社 み づ ほ 銀 行	29,052千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

重要な該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年9月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 72,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 22,032,600株 |
| ③ 株 主 数 | 6,346名 |
| ④ 大 株 主（上位10位） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 デ ュ ケ レ	7,515,000株	34.1%
株式会社リンクアンドモチベーション	4,523,000	20.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,036,100	4.7
佐 藤 陽 彦	610,000	2.8
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社（投 信 口）	372,000	1.7
株式会社マルチメディアネットワーク	333,600	1.5
株式会社PKSHA Technology	249,600	1.1
小 林 裕	204,000	0.9
升 本 甲 一	190,000	0.9
尾 上 幸 裕	172,800	0.8

（注）持株比率は、自己株式268株を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

個人投資家層の拡大並びに株式の流通の活性化を図るため、2025年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権			
発行決議日	2017年7月3日	2018年9月25日	2019年9月25日			
新株予約権の数	167個	301個	2,000個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注)6 (新株予約権1個につき1,800株)	普通株式 300,600株 (注)3 (注)4 (注)5	普通株式 541,800株 (注)3 (注)4 (注)5 (注)6 (新株予約権1個につき1,800株)	普通株式 36,000株 (注)3 (注)4 (注)5 (注)6 (新株予約権1個につき18株)			
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない			
新株予約権の発行価額	-	-	1個当たり18円			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 50,400円 (1株当たり 28円) (注)3 (注)4 (注)5 (注)6	新株予約権1個当たり 55,800円 (1株当たり 31円) (注)3 (注)4 (注)5 (注)6	新株予約権1個当たり 3,510円 (1株当たり 195円) (注)3 (注)4 (注)5 (注)6			
権利行使期間	2019年7月5日から 2027年7月2日まで	2020年9月28日から 2028年9月24日まで	2021年1月1日から 2029年9月29日まで			
行使の条件	(注)1	(注)1	(注)7			
役員の保有状況	取締役 (監査役を兼ねる) 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 (注)2	10個 18,000株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 (注)2	45個 81,000株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2名	2,000個 36,000株 2名
	社外取締役 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査役 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

- (注) 1. 行使条件は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に行使することができます。
2. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
3. 当社は2021年9月10日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
4. 当社は2022年8月9日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
5. 当社は2024年4月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

整されております。

6. 当社は2025年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
7. 行使条件は、権利行使時において、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員又は顧問、業務委託先もしくは取引先等の社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に行使することができます。

② その他新株予約権等に関する重要な事項

		第4回新株予約権
発 行 決 議 日		2019年9月25日
付 与 対 象 者		税理士 白土 将志
新 株 予 約 権 の 数		(信託A01) 2,000個 (信託A02) 15,000個 (信託A03) 15,000個 (信託A04) 15,000個
交 付 基 準 日		(信託A01) 当社株式が金融商品取引所に上場した日の1年後の応当日（営業日でない場合には翌営業日） (信託A02) 当社株式が金融商品取引所に上場した日3年後の応当日（営業日でない場合には翌営業日） (信託A03) 当社株式が金融商品取引所に上場した日5年後の応当日（営業日でない場合には翌営業日） (信託A04) 当社株式が金融商品取引所に上場した日7年後の応当日（営業日でない場合には翌営業日） (但し、同日時点で受託者にロックアップ制限が掛かっているなど受益者への交付が客観的に容易でない場合には容易となるまで自動的に延長される。)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 846,000株 (注2)
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額		1 個当たり18円
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額		1 株当たり195円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		2021年1月1日から2029年9月29日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(注1)	

(注1) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使することができます。
2. 本新株予約権者は、2020年9月期から2024年9月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が、3億円を超過した場合のみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。
3. 上記2.にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができません。
 - (a) 195円を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき
 - (b) 195円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場

されていない場合、195円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が195円を下回る価格となったとき

4. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員又は顧問、業務委託先もしくは取引先等の社外協力者であることを要します。
5. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
6. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
7. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(注2) 当社が、2021年9月10日付にて実施した株式分割（1株を100株に分割）、2022年8月9日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）、2024年4月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）及び2025年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は846,000株になっております。

(注3) 本信託（第4回新株予約権）のうち、信託A01及び信託A02については、交付基準日の満了日の到来に伴って、当社グループの役員及び使用人に対して分配されております。受託者である白土将志氏は引き続き、残余新株予約権の交付基準日の満了日が到来する都度、順次、当社グループの役員及び使用人並びに社外協力者のうち、受益者適格要件を満たす者に対して、その功績に応じた個数の第4回新株予約権（2025年9月30日現在1個当たり18株相当）を分配していく予定です。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

(2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石川 淳 悅	株式会社デュケレ 代表取締役
取締役	尾上 幸 裕	エデュケーション事業本部長 株式会社日本コスマトピア 代表取締役社長
取締役	永田 純一郎	プロセス&テクノロジー事業本部長
取締役	加藤 寛和	コーポレート本部長
取締役	辛坊 正記	
取締役	津田 晃	株式会社北日本銀行 社外取締役（監査等委員）
取締役	柴野 相雄	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士
常勤監査役	須藤 伸一	
監査役	坂本倫子	岩田合同法律事務所 パートナー弁護士 富士石油株式会社 取締役 株式会社あらた 取締役（監査等委員）
監査役	三橋 明史	三橋明史公認会計士事務所 所長 福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社おすすめ屋 監査役

- (注) 1. 取締役辛坊正記氏、津田晃氏、柴野相雄氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役須藤伸一氏、監査役坂本倫子氏及び監査役三橋明史氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役辛坊正記氏、津田晃氏、柴野相雄氏、監査役須藤伸一氏、坂本倫子氏及び三橋明史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役須藤伸一氏及び監査役三橋明史氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役須藤伸一氏は、上場企業の管理部門担当執行役員として従事しておりました。
 ・監査役三橋明史氏は、公認会計士の資格を有しております。
 5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び子会社の役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役辛坊正記氏、津田晃氏、柴野相雄氏、常勤監査役須藤伸一氏、社外監査役坂本倫子氏及び三橋明史氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、任意の諮問機関として設置している指名報酬諮問委員会の助言や当該取締役の役位、職責、業績等を総合的に勘案した上で、2024年12月26日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬額を基本報酬として決議しております。このため、当事業年度における個人別の報酬等の内容は、当該方針に適合していると認め、妥当であると判断しました。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年4月25日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（決議時の取締役の員数は2名）、監査役の報酬限度額は2018年8月31日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内（決議時の監査役の員数は1名）と決議しております。また同株主総会において、業務を執行する事業所等への通勤可能な社宅を提供するものとし、当該社宅賃料から当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収した残りの金額を、取締役の金銭に非ざる報酬額としております。この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は、年額3百万円以内（決議時の取締役の員数は2名）とすることを決議しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	88 (14)	88 (14)	—	—	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	18 (18)	18 (18)	—	—	3 (3)

ニ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ホ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役津田晃氏は、株式会社北日本銀行の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役柴野相雄氏は、TMI 総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役坂本倫子氏は、岩田合同法律事務所のパートナー弁護士であり、富士石油株式会社の取締役及び株式会社あらたの取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役三橋明史氏は、三橋明史公認会計士事務所所長、福井コンピュータホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社おすすめ屋の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況等
取締役 辛 坊 正 記		当事業年度に開催された取締役会18回中17回出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者及び経済評論家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 津 田 晃		当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営、特に証券会社経営に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 柴 野 相 雄		当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 須 藤 伸 一		当事業年度に開催された取締役会18回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社の執行役員の経験と見識に基づき、財務・会計面の観点から適宜発言を行っております。
監査役 坂 本 優 子		当事業年度に開催された取締役会18回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 三 橋 明 史		当事業年度に開催された取締役会18回中17回、監査役会は14回すべてに出席いたしました。公認会計士の資格を有しております、監査法人勤務やコンサルティング業務の経験から、主に財務・会計面の観点から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称 八重洲監査法人

② 報酬の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解約又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ハ. 適正かつ健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。
- ニ. コンプライアンスに関する情報を集約するために内部通報窓口を設置し、当該窓口への通報内容を調査したうえで、再発防止策を担当部門と協議・決定する。
- ホ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ヘ. 「反社会的勢力対応規程」により、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を取る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 株主総会及び取締役会の議事録その他の経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
- ロ. 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努めるため、リスク管理委員会を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。
- ロ. 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置を取る。
- ハ. リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るために継続的な教育・研修を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定める。
- ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、グループ各社に役職員等を派遣し、当社の役職員等がグループ各社の取締役等に就くことにより、当社がグループ各社の業務の適正を監視し、又は業務執行の効率性に関する課題を把握し、改善できる体制を確立する。
- ロ. グループ各社の事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社のグループ各社の管理を担当する部門はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。
- ハ. 当社は、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、グループ各社からの事業内容の定期的な報告を受け、またグループ各社の重要案件について事前協議を行うものとする。
- ニ. 当社の内部監査室が定期的にグループ各社の内部監査を実施し、監査の結果を当社の代表取締役社長及び監査役会に報告する体制を確立する。
- ホ. グループ各社において、法令及び社内規程に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のグループ各社の管理を担当

する部門に報告する体制を確立する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が要請を行ったときは、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役の業務補助のためのスタッフを置くものとする。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該スタッフの任命・異動等を行う場合は、監査役会に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制並びに当社の監査役に報告をしたものが報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

イ. 当社は、当社の取締役及び使用人等並びにグループ各社の取締役、及び使用人等が、直接又は内部通報制度等を用いて間接的に、当社の監査役に対して、法定の事項に加え当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、可及的速やかに報告する体制を確立するものとする。

ロ. 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定するものとする。

ハ. 当社は、グループ全役職員が内部通報制度その他の手続きを通じて、当該報告をしたことを理由に、報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、隨時提供する。

ロ. 内部監査室は、監査役会との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

ハ. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

イ. コンプライアンスに関する取り組み

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、3ヵ月に一回開催し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。2024年1月以降はリスク管理委員会をコンプライアンス委員会に吸収し、リスクの評価・対策等を含めて、経営の広範なリスクに関する協議を行っています。また、クレーム管理規程を制定し、お客様からのクレームをデータベースに蓄積していきながら、その内容についてコンプライアンス委員会にて確認しております。

さらに、必要に応じて弁護士、会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見が可能な状態となっております。

また、法令違反その他コンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」に基づく内部通報制度を整備しております。内部通報の窓口を「①企業倫理窓口」「②ハラスマント窓口」「③会計・監査窓口」の3つとし、①と②は社外窓口、③については当社内部監査室を窓口としております。社内イントラに掲示し社員に周知するとともに、全社員参加の行事において制度の説明を改めて行っております。

情報セキュリティにつきましては、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティ管理統括責任者及び情報管理責任者を中心情報セキュリティレベルを設け、それぞれのレベルに応じてアクセス権限を設けて管理しております。2023年8月14日には、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の第三者認証基準である国際規格「ISO/IEC 27001:2022」の認証を取得いたしました。この認証を維持する体制を活用し、継続的な情報セキュリティ管理体制の維持を図っております。

ロ. 企業グループにおける業務の適正の確保

社長直轄の内部監査室を設置し、室長含めた3名（専任1名、兼任2名）が業務の適正の確保にあたっております。

内部監査の対象範囲は、連結対象となるグループ全社全部門としており、当連結会計年度ではコンプライアンスのための各種規程の認知及び実施の確認に重点をおいて監査を実施いたしました。

実施された内部監査結果については、定期的に代表取締役社長への報告会にて報告がなされるとともに、適宜監査役との情報共有も行っております。

ハ. 監査役の監査体制

現在の監査役3名はいずれも社外監査役であります。常勤監査役と非常勤監査役が連携して業務監査及び会計監査を実施しております。現状は、監査役の監査業務を補佐する専任スタッフを設けておりませんが、監査役からの求めに応じて対応することとしております。

当連結会計年度においては、監査役会が14回開催され、全監査役がすべてに出席しており、その結果を監査役会議事録としてまとめております。

また、取締役会に出席するとともに、取締役・その他使用人と対話をを行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会、グループトップ会議、グループ報告会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、フリー・キャッシュ・フローの動向等を勘案し、配当性向25%を目安として株主の皆様への配当をすることを基本方針としております。

内部留保につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて株主の皆様に還元させていただく所存です。

当期の剰余金の配当につきましては、7.50円の配当を予定しております。

(注) 本事業報告においては、特段の注記が無い限り、表示単位未満を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,936,569	流 動 負 債	1,642,572
現 金 及 び 預 金	3,175,054	買 掛 金	274,739
売 掛 金	364,371	1年内返済予定の長期借入金	49,008
有 価 証 券	147,524	未 払 金	64,403
商 品	35,953	未 払 費 用	124,225
預 け 金	5,646	契 約 負 債	571,268
そ の 他	221,260	未 払 法 人 税 等	201,556
貸 倒 引 当 金	△13,241	未 払 消 費 税 等	91,230
固 定 資 産	1,790,553	賞 与 引 当 金	236,323
有 形 固 定 資 産	113,707	株 主 優 待 引 当 金	4,142
建 物 附 属 設 備	99,401	そ の 他	25,674
工 具、器 具 及 び 備 品	14,306	固 定 負 債	285,446
無 形 固 定 資 産	211,601	長 期 借 入 金	218,091
ソ フ ト ウ エ ア	116,974	資 産 除 去 債 務	17,876
の れ ん	75,176	退 職 給 付 に 係 る 負 債	17,629
そ の 他	19,450	そ の 他	31,850
投 資 そ の 他 の 資 産	1,465,245	負 債 合 計	1,928,018
投 資 有 価 証 券	1,105,770	(純 資 産 の 部)	
差 入 保 証 金	102,479	株 主 資 本	3,896,880
長 期 前 払 費 用	11,462	資 本 金	767,687
繰 延 税 金 資 産	239,062	資 本 剰 余 金	705,445
そ の 他	17,516	利 益 剰 余 金	2,423,860
貸 倒 引 当 金	△11,046	自 己 株 式	△113
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△98,621
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△98,621
資 产 合 计	5,727,123	新 株 予 約 権	846
		純 資 産 合 計	3,799,104
		負 債 純 資 産 合 計	5,727,123

連 結 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,099,848
売 上 原 価	2,018,230
売 上 総 利 益	4,081,618
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,169,207
營 業 利 益	912,411
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,186
受 取 配 当 金	30,172
預 り 保 証 金 精 算 益	1,000
そ の 他	4,414
	39,773
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,434
固 定 資 産 除 却 損	616
貸 倒 損 失	978
前 渡 金 評 価 損	16,567
消 費 税 差 額	4,149
そ の 他	1,350
	27,097
經 常 利 益	925,087
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	14,999
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	910,087
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	268,267
法 人 稅 等 調 整 額	△20,843
当 期 純 利 益	247,424
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	662,663
	662,663

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	762,152	699,909	1,892,300	△86	3,354,276
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,535	5,535			11,070
剩 余 金 の 配 当			△131,103		△131,103
親会社株主に帰属する当期純利益			662,663		662,663
自己株式の取得				△26	△26
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	5,535	5,535	531,560	△26	542,604
当連結会計年度末残高	767,687	705,445	2,423,860	△113	3,896,880

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	16,545	16,545	869	3,371,691
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				11,070
剩 余 金 の 配 当				△131,103
親会社株主に帰属する当期純利益				662,663
自己株式の取得				△26
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△115,167	△115,167	△23	△115,190
当連結会計年度変動額合計	△115,167	△115,167	△23	427,413
当連結会計年度末残高	△98,621	△98,621	846	3,799,104

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--------------|
| ・連結子会社の数 | 1 社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社日本コスモトピア |

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|----------------------|--|
| ・市場価格のない株式等以外
のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価
は移動平均法により算定）を採用しております。なお、預金と
同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価
法によっております。 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

ロ. 廉卸資産

- | | |
|-----|--|
| ・商品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による
簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
|-----|--|

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を
除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び
構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、利用可能期間（5
年）に基づく定額法を採用しております。

なお、販売目的のソフトウェアは、3年の定額法を採用してお
ります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率及び将来損失見込み額等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する金額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金銭要素は含まれておりません。

イ. DX推進関連

DX推進関連においては、主に純国産RPAソフトウェアの提供によるサービスを行っております。

当社が取り扱う「RPA Robo-Pat DX」は国内のRPAサービス事業において「スタンダードアロン型」に位置づけられるものとなり、契約した企業へのロボパットDXのライセンスキーの提供を行い、当該ライセンスキーの提供が完了した時点をもって、収益を認識しております。

ロ. 教育研修関連

教育研修関連においては、主にビジネス書『7つの習慣』をベースにした教育機関へのサービス提供及び学習塾支援事業、企業向けに研修・コンサルティング事業等を提供しております。このようなサービスの提供については、サービスの提供が完了した時点をもって、収益を認識しております。

当社グループオリジナル手帳や教材等の商品販売事業については、商品を出荷した時(出荷基準)をもって、収益を認識しております。出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

当社が取り扱う「Smart Boarding」においては、契約した企業への人財育成プラットフォームを提供し、契約期間をもって、収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については5年～7年の定額法により償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しているものです。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務と

する方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「消費税差額」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「消費税差額」は1,068千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	75,176千円
-----	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、子会社株式の取得価額を決定するに当たり、売上高成長率等の一定の仮定をおいて策定された被取得企業の事業計画に基づき算定された企業価値により算出し、のれんの金額は、取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回った場合に、その超過額を計上しております。

また、株式取得の対価の算定に当たり、企業価値の評価を行うために専門家を利用しておられます。

のれんの減損の検討に当たっては、会社単位を基礎としてグルーピングを行っており、子会社の業績や事業計画等を基にのれんの減損の兆候の有無を判定しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額は、取得時の事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等の仮定に基づいて、回収可能性を判断したうえで計上しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(市場価格のない株式等の評価)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券	161,025千円
投資有価証券評価損	14,999千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない株式等につきましては、取得原価をもって連結貸借対照表価額としていますが、投資先企業の財政状態の悪化又は超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行っております。

実質価額は通常、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額として算定しておりますが、投資先企業の超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額で取得し、超過収益力が期末日まで毀損していないと認められる市場価格のない株式等は、超過収益力を反映して株式の実質価額を算定しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損処理を行っていない投資有価証券については、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、収益力等の落込みではなく、実質価額は著しく低下していないと判断しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

重要な仮定である事業計画の遂行が困難な状況となり実質価額が著しく低下した場合は、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	168,755千円
----------------	-----------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

22,032,600株

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	10,925,400株	11,107,200株	—	22,032,600株

(注) 発行済株式の総数の増加理由は下記のとおりです。

新株予約権の権利行使による増加 118,800株

2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で

株式分割を行ったことに伴う増加 10,988,400株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式

268株

(3) 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度に行った剰余金の配当

① 配当金支払額

決議	株式種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	131,103千円	12円00銭	2024年9月30日	2024年12月11日

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年9月30日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式種類	配当原資	配当金 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	165,242千円	7円50銭	2025年9月30日	2025年12月10日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2017年7月3日	2018年9月25日	2019年9月25日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	300,600株	541,800株	61,200株

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2019年9月25日	2020年8月24日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	846,000株	39,600株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、また、必要に応じて、業務又は資本提携等を目的とした株式等への投資を行い、短期的な運転資金や長期的な設備投資資金を主として銀行借入により調達する方針であります。投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の契約不履行等による顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、外貨建MMFであり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。預け金は、証券会社に対する資金の預け入れであり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

金融負債である借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。なお、償還日は決算日後、最長8年8か月であります。また、変動金利による資金調達を行う場合には、これらは金利の変動リスクに晒されますが、当社グループでは各部署からの報告等に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新などの方法により、リスクを管理しております。なお、当連結会計年度の末において変動金利の借入はありません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、管理部門が販売管理規程並びに債権管理規程に基づき、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、社内規程に準拠し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場価格の変動リスクの管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額161,025千円）は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、有価証券（外貨建てMMF）、預け金、買掛金並びに未払金については、現金であること、及び債権債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	944,745	944,745	—
資産計	944,745	944,745	—
長期借入金（*1）	267,099	259,201	△7,897
負債計	267,099	259,201	△7,897

(*1) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金（*1）	3,173,750	—	—	—
売掛金	364,371	—	—	—
預け金	5,646	—	—	—
合計	3,543,769	—	—	—

(*1) 現金及び預金には、現金1,303千円は含めておりません。

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	49,008	49,008	49,008	49,008	45,695	25,372
合計	49,008	49,008	49,008	49,008	45,695	25,372

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	944,745	—	—	944,745
資産計	944,745	—	—	944,745

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	259,201	—	259,201
負債計	—	259,201	—	259,201

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されてい るため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

時価は元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	DX推進	教育研修	計		
DX推進コンサルティング（注2）	3,426,325	828,918	4,255,243	—	4,255,243
人財育成コンサルティング（注2）	—	1,765,064	1,765,064	—	1,765,064
出版事業	—	—	—	79,540	79,540
顧客との契約から生じる収益	3,426,325	2,593,982	6,020,308	79,540	6,099,848
外部顧客への売上高	3,426,325	2,593,982	6,020,308	79,540	6,099,848

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、出版事業を含んでおりません。また、セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれておりません。

2. DX推進コンサルティング：教育研修セグメントのうち、Education DXとHR DXの分野とDX推進事業セグメント（RPA）の分野にサービスを提供しております。

人財育成コンサルティング：教育研修セグメントのうち、EducationとHR（Human Resource）の分野にサービスを提供しております。

主なサービス区分における定義は以下のとおりであります。

- RPA : RPAソフトウェアの提供サービス
- Education DX : オンラインツールやeラーニングコンテンツ（教育関係向けの総合情報サイト）の提供サービス
- HR DX : eラーニングコンテンツ（企業向けクラウド型オンボーディングサポート）の提供サービス
- Education : 学校や私塾等へのサービス
- HR : 企業への集合型・対面型の研修やコンサルティング

(2) 収益を理解するために基礎となる情報

収益を理解するために基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	332,065
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	364,371
契約負債（期首残高）	538,126
契約負債（期末残高）	571,268

契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 172円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 30円17銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 28円23銭 |

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算出しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,833,050	流动負債	1,564,418
現金及び預金	3,101,161	買掛金	270,260
売掛金	343,221	1年内返済予定の長期借入金	49,008
有価証券	147,524	未払金	61,636
商品	33,358	未払費用	119,126
貯蔵品	4,049	契約負債	523,589
立替金	5,990	未払法人税等	200,301
前払費用	153,221	未払消費税等	79,456
未収入金	8,283	賞与引当金	231,823
預け金	5,546	株主優待引当金	4,142
その他の	43,934	その他の	25,073
貸倒引当金	△13,241	固定負債	267,817
固定資産	1,786,115	長期借入金	218,091
有形固定資産	91,402	資産除去債務	17,876
建物附属設備	79,255	その他の	31,850
工具、器具及び備品	12,147	負債合計	1,832,236
無形固定資産	94,780	(純資産の部)	
ソフトウエア	75,062	株主資本	3,884,704
ソフトウエア仮勘定	5,547	資本金	767,687
のれん	14,170	資本剰余金	705,445
投資その他の資産	1,599,932	資本準備金	666,729
投資有価証券	1,105,770	その他資本剰余金	38,715
関係会社株式	110,941	利益剰余金	2,411,684
差入保証金	98,721	利益準備金	16,127
繰延税金資産	217,613	その他利益剰余金	2,395,557
その他の	77,931	繰越利益剰余金	2,395,557
貸倒引当金	△11,046	自己株式	△113
		評価・換算差額等	△98,621
		その他有価証券評価差額金	△98,621
資産合計	5,619,165	新株予約権	846
		純資産合計	3,786,928
		負債純資産合計	5,619,165

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 上 高		5,708,278
売 上 原 価		1,793,592
売 上 総 利 益		3,914,686
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,005,991
營 業 利 益		908,694
營 業 外 収 益		
受 取 利 息		4,575
受 取 配 当 金		30,172
預 り 保 証 金 精 算 益		1,000
そ の 他		3,514
		39,261
營 業 外 費 用		
支 払 利 息		3,434
固 定 資 産 除 売 却 損		616
前 渡 金 評 價 損		16,567
消 費 税 差 額		4,149
そ の 他		366
		25,135
經 常 利 益		922,821
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 價 損		14,999
税 引 前 当 期 純 利 益		907,821
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		264,676
法 人 税 等 調 整 額		△25,183
当 期 純 利 益		668,328

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 余 本 金			利 余 益 金			自己 株式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剩 余 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	762,152	661,194	38,715	699,909	3,017	1,871,442	1,874,460	△86	3,336,436
当 期 変 動 額									
新株の発行(新株予約権の行使)	5,535	5,535		5,535					11,070
剩余金の配当					13,110	△144,213	△131,103		△131,103
当 期 純 利 益						668,328	668,328		668,328
自己株式の取得								△26	△26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	5,535	5,535	—	5,535	13,110	524,114	537,224	△26	548,268
当 期 末 残 高	767,687	666,729	38,715	705,445	16,127	2,395,557	2,411,684	△113	3,884,704

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	16,545	16,545	869	3,353,850
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)				11,070
剩余金の配当				△131,103
当 期 純 利 益				668,328
自己株式の取得				△26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△115,167	△115,167	△23	△115,190
当 期 変 動 額 合 計	△115,167	△115,167	△23	433,078
当 期 末 残 高	△98,621	△98,621	846	3,786,928

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|----|---------|--|
| イ. | 子会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ロ. | その他有価証券 | ・市場価格のない株式等
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ハ. | 棚卸資産 | 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | | |
|----|--------|--|
| イ. | 有形固定資産 | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 3年～20年
工具、器具及び備品 2年～15年 |
| ロ. | 無形固定資産 | 商標権 定額法（3年）を採用しております。
ソフトウェア 自社利用目的のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。なお、販売目的のソフトウェアは3年の定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | | |
|----|---------|---|
| イ. | 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率及び将来損失見込み額等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ. | 賞与引当金 | 従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する金額を計上しております。 |
| ハ. | 株主優待引当金 | 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 |

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年の定額法で償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は、以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金銭要素は含まれておりません。

イ. DX推進関連

DX推進関連においては、主に純国産RPAソフトウェアの提供によるサービスを行っております。

当社が取り扱う「RPA Robo-Pat DX」は国内のRPAサービス事業において「スタンダードアロン型」に位置づけられるものとなり、契約した企業へのロボパットDXのライセンスキーの提供を行い、当該ライセンスキーの提供が完了した時点をもって、収益を認識しております。

ロ. 教育研修関連

教育研修関連においては、主にビジネス書『7つの習慣』をベースにした教育機関へのサービス提供及び学習塾支援事業、企業向けに研修・コンサルティング事業等を提供しております。このようなサービスの提供については、サービスの提供が完了した時点をもって、収益を認識しております。

当社グループオリジナル手帳や教材等の商品販売事業については、商品を出荷した時（出荷基準）をもって、収益を認識しております。出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

当社が取り扱う「Smart Boarding」においては、契約した企業への人財育成プラットフォームを提供し、契約期間をもって、収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、営業外収益に独立掲記していた「雑収入」は、表示の明瞭性を高めるため、当事業年度より「その他」として表示しております。

また、前事業年度において、「営業外費用」のその他に含めていた「消費税差額」は金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「消費税差額」は1,068千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	110,941千円
--------	-----------

当該関係会社株式は、株式会社日本コスマトピアの株式110,941千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

買収時に支出した株式取得価額及び取得関連費用について、貸借対照表の投資その他の資産に計上しております。

また、関係会社株式は、市場価格のない株式であることから、当該株式の発行会社の超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行う処理（減損処理）をすることとしております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

株式の発行会社の超過収益力等については、連結貸借対照表に計上されているのれんと同様の見積要素が含まれ、その内容については、連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一のため、注記を省略しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(市場価格のない株式等の評価)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	161,025千円
--------	-----------

投資有価証券評価損	14,999千円
-----------	----------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一のため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

145,799千円

(2)関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	21,904千円
--------	----------

長期金銭債権	49,000千円
--------	----------

短期金銭債務	9,899千円
--------	---------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	72,549千円
-----	----------

仕入高	1,524千円
-----	---------

販売費及び一般管理費	13,359千円
------------	----------

営業取引以外の取引による取引高	25,144千円
-----------------	----------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	268株
------	------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

總延税金資産

賞与引当金	70,937千円
その他有価証券評価差額金	52,362千円
投資有価証券評価損	29,567千円
未払事業税	17,270千円
資産除去債務	13,942千円
未払費用	10,540千円
商品評価損	10,424千円
貸倒引当金	7,650千円
資産調整勘定	6,754千円
返金負債	3,672千円
固定資産償却超過額	1,314千円
未払事業所税	1,267千円
ゴルフ会員権	968千円
その他	137千円
總延税金資産合計	226,812千円

總延税金負債

その他有価証券評価差額金	6,722千円
返品資産	1,758千円
資産除去債務対応資産	717千円
總延税金負債合計	9,198千円
總延税金資産の純額	217,613千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」が新設されました。

これに伴い、2026年10月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.6%から31.5%となりました。

この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	加藤寛和	被所有 直接 0.5%	当社取締役	貸付の返済	27,949	—	—
				利息の受取	248	--	--

取引条件及び取引方針の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 171円84銭

(2) 1株当たり当期純利益 30円43銭

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算出しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社 F C E
取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代 表 社 員 公認会計士 辻 田 武 司
業 務 執 行 社 員 公認会計士 山 田 英 二
業 務 執 行 社 員 公認会計士 山 田 英 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 F C E の2024年10月1日から2025年9月30までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F C E 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社F C E
取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表 社員 公認会計士 辻 田 武 司
業務執行社員 公認会計士 山 田 英 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F C E の2024年10月1日から2025年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人八重洲監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2025年11月19日

株式会社 F C E 監査役会

常勤社外監査役 須藤伸一㊞

社外監査役 坂本倫子㊞

社外監査役 三橋明史㊞

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(選任方法) 第28条 2 （新 設） (条文省略) （新 設）	(選任方法) 第28条 2 3 当会社は、会社法第329条第3項 の規定により、法令に定める監査役の員 数を欠くことになる場合に備えて、株主 総会において補欠監査役を選任するこ ができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議 が効力を有する期間は、当該決議後4年 以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の開始の時まで とする。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	石川 淳 悅 (1967年3月12日)	<p>1988年4月 飯島工業株式会社（現暁飯島工業株式会社）入社</p> <p>1997年1月 株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社</p> <p>2000年6月 同社 執行役員営業推進本部S V部部長</p> <p>2004年3月 株式会社F Cエデュケーション（現株式会社F C Eエデュケーション）取締役</p> <p>2008年7月 株式会社ベンチャー・リンク 専務執行役人財開発本部本部長兼事業開発本部長</p> <p>2009年3月 株式会社F Cエデュケーション 代表取締役会長</p> <p>2011年3月 株式会社C&I Holdings 取締役副社長</p> <p>2017年4月 当社 代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社デュケレ 代表取締役</p>	7,515,000株
2	尾上 幸 裕 (1980年1月14日)	<p>2002年4月 株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社</p> <p>2011年10月 株式会社F C Eエデュケーション 転籍</p> <p>2016年3月 同社 取締役 学習塾事業部長</p> <p>2018年10月 同社 代表取締役社長 兼 学習塾事業部長</p> <p>2019年1月 当社 転籍</p> <p>2019年12月 当社 取締役</p> <p>2024年1月 株式会社日本コスマトピア 代表取締役社長</p> <p>2024年7月 当社 取締役 エデュケーション事業本部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社日本コスマトピア 代表取締役</p>	172,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社の株式数
3	永田 純一郎 (1978年7月3日)	2002年4月	株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社	127,800株
		2011年10月	株式会社FCEエデュケーション 転籍	
		2015年10月	AI insideマーケティング株式会社（株式会社プロセス&テクノロジー）代表取締役社長	
		2017年3月	株式会社FCEエデュケーション 取締役	
		2019年1月	当社 転籍	
		2019年12月	当社 取締役	
		2024年8月	当社 取締役 プロセス&テクノロジー事業本部長（現任）	
4	加藤 寛和 (1982年4月7日)	2008年12月	あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所	108,800株
		2012年2月	ロングブラックパートナーズ株式会社入社	
		2015年1月	ルネサスエレクトロニクス株式会社 入社	
		2020年6月	当社 入社	
		2020年8月	当社 取締役	
		2020年12月	当社 取締役財務経理部長	
		2023年4月	当社 取締役財務経理部長 マネジメント推進部長	
		2024年1月	当社 取締役 コーポレート本部長（現任）	
5	辛坊 正記 (1949年11月18日)	1973年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	-株
		1992年1月	住友銀行ニューヨーク信託会社出向 社長	
		1997年9月	住友ファイナンスエイシア出向 社長	
		2006年9月	株式会社日本総研情報サービス 常務取締役	
		2007年4月	同社 専務取締役	
		2012年7月	エリーパワー株式会社 取締役常務執行役員	
		2018年8月	当社 社外取締役（現任）	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
6	つだあきら 津田晃 (1944年6月15日)	<p>1968年4月 野村證券株式会社 入社</p> <p>1987年12月 同社 取締役</p> <p>1996年6月 同社 代表取締役専務取締役</p> <p>1997年4月 日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）代表取締役副社長</p> <p>2002年5月 野村インベスター・リレーションズ株式会社 取締役会長</p> <p>2005年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長</p> <p>2005年6月 日立キャピタル株式会社（現三菱HCキャピタル株式会社）社外取締役</p> <p>2005年6月 Hitachi Capital (UK) PLC 社外取締役</p> <p>2009年8月 宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA & COMPANY）取締役</p> <p>2015年6月 株式会社西島製作所 社外取締役（監査等委員）</p> <p>2017年4月 株式会社ケアギバー・ジャパン 社外取締役（現任）</p> <p>2018年4月 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会 会長（現任）</p> <p>2019年6月 パス株式会社 社外取締役</p> <p>2019年12月 宝印刷株式会社 取締役執行役員</p> <p>2019年12月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社北日本銀行 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社北日本銀行 社外取締役（監査等委員）</p>	-株
7	しばのともお 柴野相雄 (1975年10月16日)	<p>2001年4月 最高裁判所司法研修所 入所</p> <p>2002年10月 第二東京弁護士会 登録</p> <p>2010年9月 TM I 総合法律事務所 入所</p> <p>モルガン・ルイス&バッキアス LLP 勤務</p> <p>2011年7月 TM I 総合法律事務所 復帰</p> <p>2014年1月 同所 パートナー弁護士 就任（現任）</p> <p>2021年3月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） TM I 総合法律事務所 パートナー弁護士</p>	-株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏は社外取締役候補者であります。

4. 辛坊正記氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたって大手都市銀行で枢要な地位にあった経験を活かし、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の経験や見識に基づき、独立した客観的な立場から、社外取締役としての適切な職務及び指名報酬諮問委員会の委員長として実効性の高い監督を果たしていただくことを期待しております。
5. 津田晃氏を社外取締役候補者とした理由は、証券業界、ベンチャーキャピタル業界及び会社経営の豊富な知識と経験に加えて、他社での独立社外取締役、社外監査役の経験も有し、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会长としての経験を活かし、当社において、主にコンプライアンス面における実効性の高い監督を果たしていただくことを期待しております。
6. 柴野相雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方針で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社において、執行を行う経営陣から独立した立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただけるものと期待しております。
7. 辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって辛坊正記氏が7年4ヶ月、津田晃氏が6年、柴野相雄氏が4年9ヶ月となります。
8. 社外取締役候補者の独立性について
 - ・ 辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏は、過去に当社又は子会社の業務執行者又は非業務執行役員であったことはありません。
 - ・ 3氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、また、過去10年間においても当該業務執行者又は非業務執行役員であったことはありません。
 - ・ 3氏は、取締役としての報酬等を除き、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間においても受けたことはありません。
 - ・ 3氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ・ 3氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより、当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に当該株式会社の業務執行者であったことはありません。
9. 辛坊正記氏、津田晃氏及び柴野相雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
10. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2025年9月30日現在のものであります。
11. 代表取締役石川淳悦氏の所有株式数は、同氏が代表取締役を務め、同氏が議決権の過半数を保有する株式会社デュケレが所有する株式数を含んでおります。
12. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。
当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。
ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
1	須藤伸一 (1960年10月25日)	2002年3月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 入社 2006年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 執行役員 2013年8月 株式会社プレミアムエージェンシー（現フレイムハーツ）取締役 2016年1月 ジェイレックス・コーポレーション株式会社 取締役 2016年10月 有限会社ファースト・パシフィック・キャピタル 入社 2019年5月 当社 常勤監査役（現任）	-株
2	土井貴達 (1973年11月23日)	2003年10月 中央青山監査法人 入所 2006年7月 アーンストヤング・フィナンシャル・サービス株式会社 入社 2007年5月 公認会計士登録 2007年10月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人） 入所 2012年7月 土井貴達公認会計士・税理士事務所 設立 2015年10月 T&Tコンサルティング株式会社（現 株式会社アルファ・コンサルティング）代表取締役（現任） 2018年1月 T&T税理士法人（現 アルファ税理士法人）代表社員（現任） 2019年4月 エクスクルーシブ・コンサルティング株式会社 代表取締役（現任） 2019年7月 株式会社アルファ・ホールディングス 代表取締役社長（現任）	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
3	森詩絵里 (1989年10月15日)	<p>2015年1月 弁護士登録</p> <p>2015年1月 馬場・澤田法律事務所 入所</p> <p>2018年10月 インテグラル法律事務所 パートナー(現任)</p> <p>2024年3月 株式会社ピジョン 社外取締役(現任)</p> <p>2024年8月 LiME株式会社 社外監査役(現任)</p> <p>2024年9月 ユーソナー株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2025年3月 株式会社網屋 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2025年8月 株式会社Warrantly Technology 社外監査役(現任)</p> <p>2025年9月 デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社 社外取締役(現任)</p>	-株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 須藤伸一氏は常勤監査役候補者であります。
3. 土井貴達氏、森詩絵里氏はいずれも新任の社外監査役候補者であります。
4. 須藤伸一氏の在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年7ヶ月となります。
5. 須藤伸一氏は、東京証券取引所が定める要件に加え、当社社外役員の独立性基準に基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 土井貴達氏、森詩絵里氏は、原案どおり選任された場合、東京証券取引所が定める要件に加え、当社社外役員の独立性基準に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 須藤伸一氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験を有するとともに、会計面やリスク管理等幅広い知見を有しており、その職務経験や知見を当社の監査体制に生かしていただくことを期待しております。
8. 土井貴達氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識・経験と財務経理や内部統制に関するコンサルティング業務に従事した経験から経営に関する高い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に活かしていただくことを期待しております。
9. 森詩絵里氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務やM&A等に携わり、法律の専門家としての豊富な経験と知見を有しております。また、社外取締役や社外監査役としての経験から、企業経営の監督における実践的な知見も兼ね備えております。これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に生かしていただくことを期待しております。
10. 当社は、須藤伸一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、須藤伸一氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、土井貴達氏、森詩絵里氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負

担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役選任の効力については、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までであり、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
たけ ぱやし たけ し 武林 猛史 (1985年12月24日)	2011年4月 ライオン流通サービス株式会社（現 ライオン株式会社）入社 2012年10月 ロングブラックパートナーズ株式会社 入社 2016年10月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2020年1月 武林会計事務所 開設	一株

(注) 1. 補欠監査役候補者には現在、決算支援業務を委託しております。

本件委託については、法令及び社内規則に従い適正に処理されています。

なお、同氏が補欠監査役に就任した場合には、独立性や利益相反を考慮し、適切な措置を講じまいります。

2. 武林猛史氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。武林猛史氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル 30階 ルーム1

※スカイエレベーターをご利用ください。

TEL 03-3342-4920

交通

J R 新宿駅

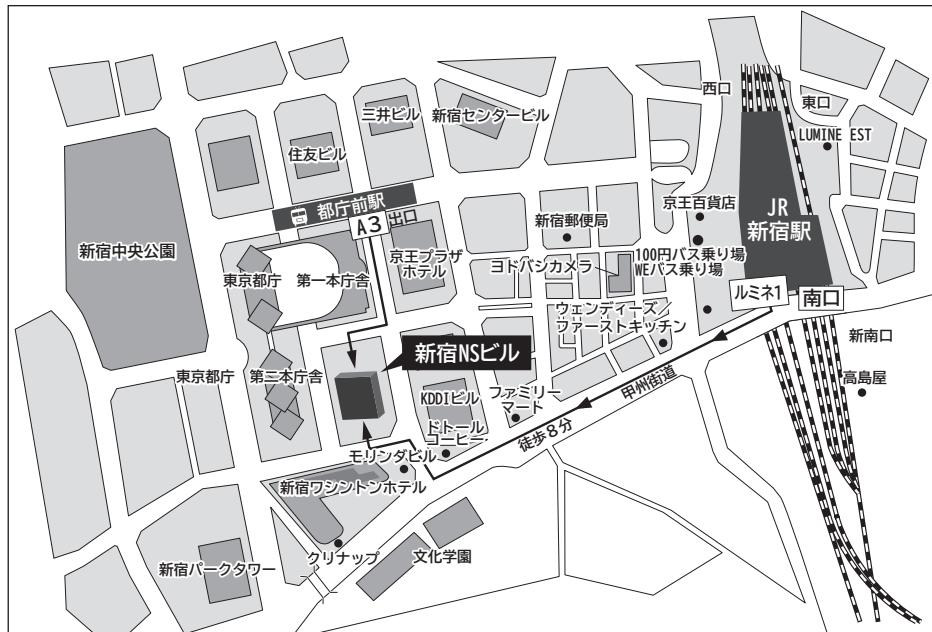
都営大江戸線 都庁前駅

南口・西口より

A 3出口より

徒歩約8分

徒歩約3分



ご注意

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。